

## 健康診査を受けましょう 保健医療課

市では40歳から74歳までの国民健康保険加入の方に特定健康診査を、75歳以上の方や65歳以上で一定の障がいをお持ちで後期高齢者医療を選択した方を対象に健康診査を行っています。

該当の方には市から受診券をお送りしていますので、まだ受診されていない方はお手元の受診券をご確認のうえ、お近くの指定医療機関で受診してください。

受診券を紛失した場合は再発行できますので、お問い合わせください。

また、職場などで健診を受ける機会のない20歳から39歳までの方や生活保護を受給している方を対象に、基本健康診査を実施しています。

基本健康診査は、市への申し込みが必要となります。

なお、大腸がん・前立腺がん検診および肝炎ウイルス検査も同時に実施していますので、この機会に受診して健康管理にお役立てください。

いずれの健診も期間は12月26日(土)までです。

### ▶ 問い合わせ

**特定健康診査** 国保年金係 (内線171)

**健康診査** 高齢福祉係 (内線163)

**基本健康診査・がん検診等** 健康支援係 (内線177)

## 農地改良は地主が責任を持って！

農地改良とは、水はけが悪い農地や低地の農地などを、良質な土で埋め立てをして、より生産性の高い優良な農地にすることです。

単なる残土処分を目的とした埋め立ては農地改良とはいえません。

大切な農地に、建設残土や廃棄物を入れられて高く盛土されてしまったり、付近の道水路を壊してしまうと、耕作できなくなるばかりではなく周辺にも迷惑をかけることとなります。

このようなトラブルの発生を未然に防止するためにも、農地改良の計画がありましたら、農業委員会もしくは地元の農業委員までご相談ください。

農地は農家のみなさんの貴重な財産ですので、適正な管理をお願いします。

▶ 問い合わせ 農業委員会事務局 (内線288)

## 道路の清掃美化活動を行う ボランティア団体と支援企業を募集 (彩の国ロードサポート制度)

県では、県道などの歩道で清掃や花植えなどを行う地域住民、学校、企業などのボランティア団体を募集しています。

また、花植えを行う団体に花苗(年間4万円相当以上)を提供する企業も募集しています。

活動団体には、県と市が用具の提供、表示板の設置、ボランティア保険の加入、収集後のゴミ処理などの支援を行います。

また、支援企業に対しては、企業名を入れた支援者表示板の設置などを行います。

### ▶ 申込方法

各県土整備事務所で配付している申込書に必要事項を記入のうえ、行田県土整備事務所に提出してください。

なお、申込書は県道路環境課のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BF00/adopt/road.htm>

### ▶ 問い合わせ

県道路環境課 ☎048(830)5103

行田県土整備事務所 ☎(554)5211

## 仏像の見方入門 受講生募集

市郷土資料館では、仏像を歴史的・美術的に鑑賞する視点を養うための講座を開催します。

日時 10月9日・23日(金)

午後1時30分～3時

場所 市図書館2階視聴覚室

定員 30名(先着順)

内容 ・仏像の種類と形

・時代による特徴など

講師 西口由子氏

申し込み・問い合わせ 9月25

日(金)から10月2日(金)までに、市

郷土資料館☎(562)4341

へ。(9月27・29日は休館)

## 環境審議会の委員を 募集します

大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの原因は、私たちの日常生活と深く関わっています。

市では第二次環境基本計画の策定や環境保全に関する施策を審議

するため、羽生市環境審議会の委員を募集します。

対象 環境問題に関心を持つ

20歳以上の市民

募集人数 若干名

任期 2年間

募集期間 10月9日(金)まで

申し込み・問い合わせ 応募方

法など詳しくは環境課(内線2

94)まで。

## 木目込み人形づくり講座

日時 10月4・25日、

11月15・29日(いずれも日曜日)

午前9時30分～11時30分

場所 三田ヶ谷公民館

定員 20名(先着順)

費用 5000円

内容 初心者はおひなさまや

干支、経験者は市松人形などを

作ります。

用意するもの エプロン、布切

りばさみ、紙切りばさみ、小ば

さみ、古タオル

## 知っておこう 還付金詐欺



「還付金詐欺」って何?

市役所や税務署などの職員を装

い、「医療費や保険料の戻りがあ

ります」などと言って、携帯電話

を持って最寄りのATM(現金自

動預け払い機)へ行くように誘導

し、お金をだまし取る手口です。

ATMで還付金を受け取るこ

は絶対にできません

市役所や税務署などがATMの

操作をお願いすることは、絶対に

ありません。

おかしいと思ったら、振り込む

前に、必ず公共機関に事実を確認

しましょう。

不審なときはすぐに警察へ

不審なときは、すぐに「110

番」が最寄りの警察に連絡しまし

ょう。

## 緑の募金に ご協力を

緑の募金は、緑の募金法に基づ

き(社)埼玉県緑化推進委員会が実施

しています。

これは、森林などの緑が果たし

ている生活環境保全などの機能の

強化、緑化の重要性の普及啓発、

そして快適で住みよい緑豊かな郷

土づくりのために行っています。

この募金は、市町村をはじめ、

県内の緑化活動に幅広く利用され

ています。

10月31日まで募金を実施してい

ますので、みなさんのご協力をお

願いします。

問い合わせ

都市計画課(内線275)

## ご存じですか「行政相談週間」

10月19日から25日は「行政相談週間」です。

この週間は、皆さまに行政相談制度を広く利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。

羽生市でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設して、役所の仕事などについて、「分らない」、「説明に納得できない」、「処理が間違っているのではないか」などの苦情や要望を受け付けています。

日時 10月21日(水) 午前9時～正午

場所 市役所1階101会議室

相談内容 福祉、道路、医療、保険、年金、郵便など

行政相談は、毎月第1・2・3・4水曜日(休日の場合は翌日)に実施しています。

詳しくは市民生活課(内線131)までお問い合わせください。

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

「行政苦情110番」 電話 0570-090110

FAX 048-600-2336

ホームページ <http://www.soumu.go.jp>